

令和2年5月1日
古賀市長 田辺 一城

保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所期間の延長について

国の緊急事態宣言を受け、古賀市では、4月14日から5月10日までの間、市内の「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園・届出保育施設」及び「市内学童保育所」は臨時休園・休所としています。

現在、福岡県における感染状況は、収束が見通せず、依然として厳しい状況が続いていることや、国からの緊急事態宣言の延長の方向性を踏まえ、本日、市の対策本部会議を開催し、保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所の期間を5月31日（日）まで延長することを決定しました。

市民の皆さまには、引き続きご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 保育所等の臨時休園・休所について

保育所等の臨時休園・休所期間を延長します。

（1）臨時休園・休所期間

4月14日（火）～5月31日（日）まで延長

（2）対象施設

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・地域型保育事業所
- ・私立幼稚園
- ・届出保育施設
- ・学童保育所

医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合等、やむを得ない場合についての預かり体制も延長します。

なお、保育料等の減額については、これまで同様の取り扱いとし、別途保護者宛にお知らせします。

【問い合わせ先】

（保育所等の保育施設に関して）

古賀市 保健福祉部 子育て支援課

電話：０９２－９４２－１１５７

（学童保育所に関して）

古賀市 教育委員会 青少年育成課

電話：０９２－９４２－１１７２

（感染症対策全般に関して）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：０９２－９４２－１１５１